

後期高齢者医療保険料

平成29年度から軽減制度が見直されます

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料の軽減制度が見直されます。

7月以降に、市から保険料決定通知書をお送りします。

▶均等割額の5割・2割軽減の減額基準の見直し

世帯内の被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は「27万円」に、2割軽減は「49万円」にそれぞれ上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額
5割軽減	33万円 + (27万円 ^{※1} × 世帯の被保険者数) 以下の場合 ※1 平成28年度は26万5千円でした。	20,453円
2割軽減	33万円 + (49万円 ^{※2} × 世帯の被保険者数) 以下の場合 ※2 平成28年度は48万円でした。	32,725円

▶所得割額軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として行われてきた、基礎控除後の総所得金額が58万円以下（年金収入で211万円以下）の被保険者の所得割額軽減特例を段階的に見直し、平成29年度は「2割軽減」、平成30年度以降は「軽減なし」となります。なお、上記金額が0円（年金収入で153万円以下）の場合は、所得割額はかかりません。

現在（平成28年度）	平成29年度	平成30年度以降
5割軽減	2割軽減	軽減はありません



▶元被扶養者の均等割額軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として行われてきた、後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険（市町村国民健康保険・国保組合を除く。）の被扶養者であった被保険者の均等割額軽減特例を段階的に見直し、平成29年度は「7割軽減」、平成30年度は「5割軽減」、平成31年度以降は「資格取得後2年間に限り5割軽減」となります。なお、所得割額は引続きかかりません。

現在（平成28年度）	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減 （資格取得後2年間）

☎ 市民課 国保年金係/長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320

園見学いつでもお受けしています

参加無料

ひよこの日

6/14(水) 入園前の親子の皆さま対象

「新聞紙で遊びましょう」

【受付】9:45～10:20 【活動時間】11:40まで
ご予約いりません。詳しくは電話でお問い合わせ下さい。

認定こども園

こもろようちえん

☎0267-22-0355 小諸市三和1-5-16
http://www.komoroyouchien.ed.jp

緑の丘にふれあいの鐘が鳴る

やまびこ園

障害者グループホーム
障害者支援施設
軽費老人ホーム
デイサービスセンター
認知症対応型グループホーム

AOBA

社会福祉法人 小諸青葉福祉会

小諸市大字柏木1328 ☎0267-23-9515

広告